

千代田区教育委員会訓令第 号 (案)

庁中一般  
事業所

千代田区立児童・家庭支援センター処務規程(平成11年千代田区訓令第16号)の一部を次のように改正する

平成29年 月 日

千代田区教育委員会

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 センターに次の係等を置く。 子育て事業係 子ども家庭相談係 <u>児童相談所準備主査</u> 児童センター係 発達支援主査</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 センターに次の係等を置く。 子育て事業係 子ども家庭相談係 <u>連絡調整主査</u> 児童センター係 発達支援主査</p>
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 センターの事務事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 子どもと家庭に関わる総合相談並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。 (2) 教育相談に関すること。 (3) スクールカウンセラーの派遣に関すること。 (4) 子ども虐待通報等の受理及び調査並びに関係機関との連携に関すること。 (5) 要保護児童対策地域協議会に関すること。 (6) 子ども在宅サービスの提供に関すること。 (7) 子育て支援サービスに関わる情報の収集、提供及び調整並びに子育て支援サービスに関わる関係機関との連絡及び調整に関すること。 (8) 親育ち支援事業に関すること。 (9) ファミリー・サポート・センター事業に関すること。 (10) 児童センター及び児童館に関すること。 (11) 学童クラブに関すること。 (12) 放課後子どもプランに関すること。 (13) 子育てひろばに関すること。 (14) 一時(いっとき)預かり保育に関すること。 (15) いずみこどもプラザ事業に関すること。 (16) 千代田子育てサポートに関すること。 (17) 発達障害等支援を要する子どもに関する相談及び関係機関との調整に関すること。 (18) 子ども発達センターに関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 センターの事務事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 子どもと家庭に関わる総合相談並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。 (2) 教育相談に関すること。 (3) スクールカウンセラーの派遣に関すること。 (4) 子ども虐待通報等の受理及び調査並びに関係機関との連携に関すること。 (5) 要保護児童対策地域協議会に関すること。 (6) 子ども在宅サービスの提供に関すること。 (7) 子育て支援サービスに関わる情報の収集、提供及び調整並びに子育て支援サービスに関わる関係機関との連絡及び調整に関すること。 (8) 親育ち支援事業に関すること。 (9) ファミリー・サポート・センター事業に関すること。 (10) 児童センター及び児童館に関すること。 (11) 学童クラブに関すること。 (12) 放課後子どもプランに関すること。 (13) 子育てひろばに関すること。 (14) 一時(いっとき)預かり保育に関すること。 (15) いずみこどもプラザ事業に関すること。 (16) 千代田子育てサポートに関すること。 (17) 発達障害等支援を要する子どもに関する相談及び関係機関との調整に関すること。 (18) 子ども発達センターに関すること。</p>

- (19) 障害児通所支援に関すること。
- (20) 発達障害等療育経費助成に関すること。
- (21) センターの施設管理に関すること。

2 前条の各係等は、前項の事務事業を次のとおり分掌し、協働して実施するものとする。

子育て事業係

(現行に同じ)

子ども家庭相談係

- (1) 子どもと家庭に関わる総合相談並びに関係機関との連携及び調整に関すること。
- (2) スクールカウンセラーの派遣に関すること。
- (3) 子ども虐待通報等の受理及び調査並びに関係機関との連携に関すること。
- (4) 要保護児童対策地域協議会に関すること。
- (5) 子ども在宅サービスの提供に関すること。
- (6) 子育て支援サービスに関わる情報の収集、提供及び調整並びに子育て支援サービスに関わる関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (7) 親育ち支援事業に関すること。
- (8) ファミリー・サポート・センター事業に関すること。

(9) 教育相談に関すること。

児童相談所準備主査

児童相談所の開設準備に関すること

児童センター係

(現行に同じ)

発達支援主査

- (1) 発達障害等支援を要する子どもに関する相談及び関係機関との調整に関すること。
- (2) 子ども発達センターに関すること。

(3) 障害児通所支援に関すること。

(4) 発達障害等療育経費助成に関すること。

(19) 就学委員会に関すること。

(20) 障害児通所支援に関すること。

(21) 発達障害等療育経費助成に関すること。

(22) センターの施設管理に関すること。

2 前条の各係等は、前項の事務事業を次のとおり分掌し、協働して実施するものとする。

子育て事業係

(略)

子ども家庭相談係

- (1) 子どもと家庭に関わる総合相談並びに関係機関との連携及び調整に関すること。
- (2) スクールカウンセラーの派遣に関すること。
- (3) 子ども虐待通報等の受理及び調査並びに関係機関との連携に関すること。
- (4) 要保護児童対策地域協議会に関すること。
- (5) 子ども在宅サービスの提供に関すること。
- (6) 子育て支援サービスに関わる情報の収集、提供及び調整並びに子育て支援サービスに関わる関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (7) 親育ち支援事業に関すること。
- (8) ファミリー・サポート・センター事業に関すること。

連絡調整主査

(1) 児童相談所の開設準備に関すること

(2) 児童センター及び児童館の連絡調整に関すること

児童センター係

(略)

発達支援主査

- (1) 発達障害等支援を要する子どもに関する相談及び関係機関との調整に関すること。
- (2) 子ども発達センターに関すること。

(3) 就学委員会に関すること。

(4) 障害児通所支援に関すること。

(5) 発達障害等療育経費助成に関すること。

(6) 教育相談に関すること。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。